

## 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準

### 1 趣旨

函館市が発注する建設工事の請負契約ならびに測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）ならびに物品の買入れ、借入れおよび売払いの契約ならびに建設工事等以外の業務の委託契約（以下「物品買入れ等」という。）を締結しようとする場合において、入札の公平性の確保または談合の未然防止を目的として、特定関係にある資格者同士の入札参加を制限する場合の基準を、次のとおり定めるものとする。

### 2 基準に該当する場合の取扱い

函館市が発注する建設工事等および物品買入れ等に係る条件付き一般競争入札において、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（資本関係または人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。）は、無効とする。

### 3 基準

#### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会

社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)または(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

#### 4 公告等への記載

(1) 入札参加する者に必要な資格として基準に該当しない者であることを、条件付き一般競争入札の公告に明示するものとする。

(2) 基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、入札の公告に明示するものとする。

#### 5 特定関係の確認等

特定関係の確認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 特定関係については、競争入札参加資格審査申請書の添付書類として特定関係調書を当該申請者から提出させるものとする。

(2) 事後審査型一般競争入札において、同一入札に特定関係にある者が参加している場合は、特定関係がある者全てを無効入札とする。

(3) 事前審査型一般競争入札において、同一入札に特定関係にある者が申請書を提出している場合は、その者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。

ア 特定関係にある者の中から、入札に参加する者を1者決め、入札に参加しないことになった他の者は、速やかに申請書を取り下げること。

イ 取り下げを行わなかった場合は、特定関係にある者の全員を入札参加資格者としめないこと。

## 6 留意事項

(1) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で当事者間で連絡を取ることは、建設工事等に係る入札心得第6条第2項または物品買入れ等に係る入札心得第6条第2項には該当しない。

(2) 人的関係の対象となる取締役等とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役および指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）の取締役を除く。）

ウ 指名委員会等設置会社における執行役または代表執行役

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月1日から施行する。